

監第 13 号  
令和3年5月27日

請求人

● ● ● 様  
● ● ● ● 様  
● ● ● ● 様  
● ● ● ● 様

倉敷市監査委員 竹 内 道 宏  
倉敷市監査委員 長谷川 威  
倉敷市監査委員 齋 藤 武次郎  
倉敷市監査委員 矢 野 周 子

#### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和3年3月29日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第5項の規定により次のとおり通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

倉敷市●●●●●●●●番地 ●● ●  
倉敷市●●●●●●●●番地 ●● ●●●  
倉敷市●●●●●●●●番地 ●● ●●  
倉敷市●●●●●●●●番地 ●● ●●

##### 2 請求書の受付日

令和3年3月29日

##### 3 請求の内容

本件請求書の内容は、次のとおりである（原文のまま）。

##### 1 請求の要旨

- 1 請求の対象者 倉敷市農林水産課
- 2 財務会計上の行為又は怠る事実  
令和元年度岡山県有害鳥獣被害防止総合対策交付金  
令和元年度有害鳥獣駆除委託料の支払について

### 3 その行為又は怠る事実

令和元年度有害鳥獣駆除委託料は当初 2,432,000 円で契約しているが倉敷市財務規則による随意契約制限額を突出している疑いがあり違法である。又鳥獣捕獲等許可申請に当たり「鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律」及び「倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領」等に違反している。具体的には(2)財務会計上の行為の概要を参考とされたいが鳥獣法では許可対象者でなく、又鳥獣法第9条の捕獲鳥獣数と倉敷市職員による確認鳥獣数は大きく相違しており鳥獣法違反であり、又特措法の定めによる農林水産業等の被害である証明が無く偽って請求している。

令和元年度 岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金 支払命令書

令和元年度 有害鳥獣駆除業務委託 支払命令書

### 4 経費の浪費

上記違法行為により不当に野生鳥獣を殺戮した事が見込まれその結果不要な経費を浪費した。

別紙返還金計算書の通り違法な公金の支払により市に損害を与えている。

### 5 措置の請求

※不法行為により得た経費 18,806,753 円の返還を求める。

今後再度違法行為を繰り返さない様鳥獣保護管理法・鳥獣による農林水産業に係る特別措置法、倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領及び関係法令の順守に努めること。

## 2 請求者 別紙

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

事実を証する書面については、請求人らから提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和3年3月29日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象

平成31年度（令和元年度）有害鳥獣駆除業務委託料（以下「本件委託料」という。）の契約（以下「本件委託契約」という。）が、違法・不当な契約の締結にあたるか、また、令和元年度鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本件交付金」という。）の支出及

び本件委託料の支出が、違法・不当な公金の支出にあたるか、を監査対象とした。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく鳥獣捕獲等許可自体の違法判断ないし鳥獣保護管理法違反自体の判断を求めるものについては、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないため、監査の対象外とした。

## 2 監査の対象部署

文化産業局農林水産部農林水産課を監査対象とした。

## 3 請求人らの陳述

- (1) 自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年4月30日に、請求人らに証拠の提出及び陳述の機会を与え、その際、関係職員を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなく、事情聴取を実施した。

### (2) 陳述の要旨

市職員には、鳥獣捕獲等許可及び有害鳥獣の捕獲等に関する交付金及び委託料の支払いを行うに際し、法令順守を望むものである。

## 4 関係職員の陳述

- (1) 令和3年4月30日に、監査対象部署から陳述の聴取を行い、その際、請求人らを立ち会わせた。

### (2) 陳述の要旨

ア 令和元年度有害鳥獣駆除委託料は当初 2,432,000 円で契約しているが倉敷市財務規則による随意契約制限額を突出している疑いがあり違法であるとの主張について

請求人らは、本件委託契約が、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号「普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」に基づく、倉敷市財務規則（以下「市財務規則」という。）第169条の2に規定する、随意契約によることができる金額の上限額を超えた契約であると主張していると思われる。

しかしながら、本件委託契約の業務は、市内全域を実施場所とする有害鳥獣の駆除業務であり、市内全域における対応が可能で、捕獲駆除を行うために必要な狩猟免許を有する者で構成する団体が倉敷市有害鳥獣駆除班協議会（以下「駆除班協議会」という。）の他にいないことから、施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると解されることから、駆除班協議会との間で随意契約により契約を締結したものであり、随意契約による金額の上限を定める市財務規則第169条の2を適用したものではないこ

とから、何ら違法な点はない。

イ 鳥獣捕獲等許可申請に当たり「鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律」及び「倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領」等に違反している。具体的には鳥獣法では許可対象者でなく、又鳥獣法第9条の捕獲鳥獣数と倉敷市職員による確認鳥獣数は大きく相違しており鳥獣法違反であり、又特措法の定めによる農林水産業等の被害である証明が無く偽って請求しているとの主張について

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲等許可等に係る事務は、岡山県（以下「県」という。）の鳥獣捕獲許可等事務処理要領（昭和59年9月11日付け、自保第307号。以下「県事務処理要領」という。）に定められている。本市では、鳥獣保護管理法第9条第1項が規定する鳥獣の捕獲等の許可の権限の一部を県から移譲されているが、かかる事務は県事務処理要領を参考として行うものとされていることから、この要領に従って事務を処理している。

そして、県事務処理要領によれば、鳥獣捕獲等許可申請書の受理にあたり、許可権者である市町村が被害状況を把握するために、「鳥獣捕獲等依頼書（他人の依頼による場合に限る。）」が添付書類とされている。しかしながら、本市は、自ら策定した倉敷市鳥獣被害防止計画に基づいて駆除班協議会に業務委託しており、この委託に基づく鳥獣捕獲許可申請については、既に被害状況等を把握しており、捕獲等許可基準に該当するかどうか判断できることから、駆除班協議会が行う鳥獣捕獲等許可申請に依頼書の添付を省略していることに違法な点はない。

次に、鳥獣保護管理法第9条の捕獲鳥獣数と本市職員による確認鳥獣数の相違について、鳥獣保護管理法では第9条第13項でその許可に係る捕獲等の結果を報告しなければならないとされているが、報告様式等の指定は特になく、県事務処理要領によれば、許可証の返納の際に裏面の所要の事項に記入することで、その報告を兼ねることができるとなっている。本市では許可証返納の際の裏面による報告のほか、現地での市職員による捕獲確認または証拠書類の提出等により適正な報告を受けているものと考えている。

最後に、特措法の定めによる農林水産業等の被害である証明が無く、偽って請求しているとの主張について、国の補助金交付申請にあたり、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け、19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に規定された捕獲確認方法により捕獲確認を実施した捕獲個体を補助申請しており、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け、19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）等に基づき適正に処理を行っており、あわせて駆除班協議会への本件委託業務についても適正な捕獲確認ができたものを支払対象としており、適正に処理を行っている。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 事業の背景

###### ア 国の制度

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、平成20年2月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を施行し、国実施要綱及び国実施要領を定め、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費を助成している。

###### イ 県の制度

前述の国実施要綱及び国実施要領を受け、県では岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月1日付け、農振第3号農林水産部長通知。）及び岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成22年4月1日付け、農振第4号農林水産部長通知。）を定め、市町村が行う事業に交付金を交付している。

##### (2) 本件委託契約の随意契約理由について

自治法第234条第2項では、随意契約は政令で定める場合に限りこれによることができるとされ、施行令第167条の2第1項は、随意契約できる場合として第1号から第9号までを規定しており、この9つの要件のいずれかに該当する場合に限り、随意契約を行うことができる。

本件委託契約は、施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）の要件に該当するとして、駆除班協議会と随意契約を締結したものである。

##### (3) 有害鳥獣の捕獲確認

本件交付金は、国実施要領に基づき、現地確認を基本としつつ、書類確認によっても捕獲確認を実施している。

駆除班協議会の駆除班員が有害鳥獣を捕獲した場合、農林水産課及び各支所産業課の職員が現地確認を行い、国実施要領に規定された鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書（以下「捕獲確認書」という。）に、捕獲従事者氏名、獣種名、成獣・幼獣の別、頭数、捕獲年月日、捕獲場所等を記載している。

書類確認については、捕獲した鳥獣にスプレー等でその捕獲個体の識別が可能となるようマーキングした上で、捕獲個体全体と捕獲者が一緒に写った写真を添付し、さらに、獣類にあつては尾、鳥類にあつては両脚の部位を確認することによって、捕獲確認書を作成している。

本件委託料は、上記交付金の現地確認、書類確認により捕獲確認ができたものについて加算対象とするほか、その他の資料等（捕獲写真や証拠物）から捕獲確認ができ

る場合には、任意の様式である確認書に、捕獲従事者氏名、獣種名、成獣・幼獣の別、頭数、捕獲年月日、捕獲場所等を記載し、捕獲個体の写真を添付する等して作成し、支出の根拠としている。

(4) 本件交付金及び本件委託料の支出の概要

ア 本件交付金 6, 181, 600円

| 対象鳥獣         | 捕獲数   | 上限単価<br>(円／頭) | 事業費<br>(円) | 交付金<br>(円) |
|--------------|-------|---------------|------------|------------|
| イノシシ（成獣）※    | 83    | 8,000         | 664,000    | 664,000    |
| イノシシ（成獣）     | 686   | 7,000         | 4,802,000  | 4,802,000  |
| イノシシ（幼獣）     | 131   | 1,000         | 131,000    | 131,000    |
| ヌートリア        | 183   | 1,000         | 183,000    | 183,000    |
| タヌキ          | 25    | 1,000         | 25,000     | 25,000     |
| アナグマ         | 14    | 1,000         | 14,000     | 14,000     |
| ハクビシン        | 7     | 1,000         | 7,000      | 7,000      |
| ハシブト・ハシボソガラス | 1,743 | 200           | 348,600    | 348,600    |
| ニホンジカ（成獣）    | 1     | 7,000         | 7,000      | 7,000      |
| 計            | 2,873 |               | 6,181,600  | 6,181,600  |

※焼却処分場搬入

イ 本件委託料 13, 388, 178円

|     |                |                |             |
|-----|----------------|----------------|-------------|
| 固定分 | 駆除班委託料         | @152,777円× 11班 | 1,680,547円  |
|     | ハンター保険料・事務費    |                | 305,555円    |
|     | ワナ賠償・傷害保険料     |                | 457,470円    |
| 加算分 | 延べ70人以上捕獲活動に従事 | @45,833円× 11班  | 504,163円    |
|     | イノシシ30頭以上等捕獲   | @30,555円× 9班   | 274,995円    |
|     | イノシシ（狩猟期）      | @ 6,111円× 264頭 | 1,613,304円  |
|     | イノシシ（非狩猟期）     | @10,185円× 681頭 | 6,935,985円  |
|     | ヌートリア          | @ 1,018円× 253頭 | 257,554円    |
|     | カラス類           | @ 815円×1,667羽  | 1,358,605円  |
| 合 計 |                |                | 13,388,178円 |

請求人らは、本件交付金6, 181, 600円及び本件委託料内訳の表中、ハンター保険料・事務費305, 555円及びワナ賠償・傷害保険料457, 470円を除く12, 625, 153円の計18, 806, 753円の返還を求めている。

## 2 判断

(1) まず、本件委託契約が、違法・不当な契約の締結にあたるかについて検討する。

請求人らは、市財務規則による随意契約制限額を突出している疑いがあり違法であると主張しているが、市財務規則第169条の2は、施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく少額随意契約の種類と金額を定めたものである。

本件委託契約は、請求人らが主張する市財務規則の少額随意契約を根拠としたものではなく、施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）に該当することから随意契約したものである。本件委託契約は、市内全域を実施場所とする有害鳥獣の駆除を目的、内容とするところ、駆除班協議会は、地域の農林水産業への被害防止、地域住民の安全確保を目的として、捕獲駆除を行うために必要な狩猟免許を有する者で構成する岡山県倉敷地区猟友会の各分会から選出された者の組織であり、地域の状況に精通しているとともに市内全域における広範囲での対応が可能であり、当該契約の目的、内容等から、施行令第167条の2第1項第2号に該当すると認められるものである。

したがって、本件委託契約について、違法性・不当性は認められないことから、自治法第242条第1項所定の「違法又は不当な契約の締結」があったとは認められない。

(2) 次に、本件交付金及び本件委託料の支出が、請求人らの求める違法・不当な公金の支出にあたるかについて検討する。

本件交付金の算定根拠となる有害鳥獣の捕獲数については、請求人らが主張する鳥獣保護管理法に基づく許可証に報告された捕獲数ではなく、国実施要領等に規定された方法に従って、職員の現場確認や客観的証拠による適正な捕獲確認を行っているため、捕獲数の確認方法に違法・不当な点は認められない。

同様に、本件委託料の算定根拠となる有害鳥獣の捕獲数についても、前述の本件交付金に係る有害鳥獣の捕獲確認のほかに、捕獲写真や証拠物等の資料による適正な捕獲確認を行っているため、捕獲数の確認方法に違法・不当な点は認められない。

このように、本件交付金及び本件委託料の支出については、適正な捕獲数に応じて支出されたものであり、その手続きに違法性・不当性は認められないことから、自治法第242条第1項所定の「違法又は不当な公金の支出」があったとは認められない。

## 第4 結論

以上のことから、本件住民監査請求については、請求人らの主張には理由がないものと判断する。